

自転車事故での加害例

男子小学生が、歩行中の女性と正面衝突。
女性の意識が戻らない状態となった…

9,521万円の賠償

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

男子高校生が、車道を斜め横断し、対向車線
を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。
会社員に大きな障害が残った…

9,266万円の賠償

(東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)



ルールを守って
防ごう
自転車事故

■ 自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

※ 幼児児童に関わらず、ヘルメット着用を心掛けましょう

万が一の事故に備えて

TSマークを貼付しましょう (自転車安全整備店の点検整備を受けて)

最高1億円までの賠償保険が付きます。
詳しくは自転車安全整備店に御確認ください。



個人賠償責任保険・傷害保険に加入しましょう

自転車事故による損害賠償責任に備える保険があります。
詳しくは損害保険代理店や保険会社に御確認下さい。

山形県交通安全対策協議会